

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。

- 1 支払われた賃金の10.3%（免税事業者のため消費税含まず。）に相当する額（2に該当する場合は2に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）
- 2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額
 - ① 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の10.3%（免税事業者のため消費税含まず。）に相当する額
 - ② 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の13.9%（免税事業者のため消費税含まず。）に相当する額

事業所名	有限会社コノジャパン
代表者名	代表取締役 河野 通陽